

# 健康保険制度

健康保険制度が十月一日から変わります。改正された主なものは、国民健康保険に加入している年金受給者（厚生年金保険や恩給など）とその扶養家族は、七十歳になって老人保健に移るまでの間「退職者医療制度」という新しい制度でお医者さんにかかることとなります。またサラリーマンは、病院などで医療費の一部を負担することになります。そこで今号と次号で、そのあらましをお伝えします。

## 退職者医療制度の生まれた理由

会社などに勤める人たちは、職場の健康保険に加入しています。そして退職したあとは国民健康保険に移ることになります。しかし、この方法では、若い元気なうちは職場の健康保険で、病気の多くなる老後は国保に移り、その医療費は国庫と国保の加入者に大きく依存しているため、かねて

## 生まれたい理由

てからこの不合理性が指摘されてきました。このため、今回新しく「退職者医療制度」を設けたものです。なお、退職被保険者の保険料(税)は、国保の被保険者の算定方法に準じて行われ、そして世帯単位に賦課されます。

10月1日から

# 変わります

## 退職被保険者には

## 通知します

「退職者医療制度」は、十月一日からスタートします。



市では、退職被保険者本人とと思われる方には通知しますので、該当する方や扶養者のいるご家庭ではお届けください。(世帯主が届出人となります)

## ▽受付期間

9月26日～29日  
8時30分～17時

## ▽受付場所

(29日は12時30分まで)  
市役所第四会議室

## ▽問合せ

市役所保険年金課  
国保係  
☎49-3111内線243

## ◆退職被保険者になる方

次の三つの条件にあてはまる方が退職被保険者となります。

## ①国民健康保険の加入者

②次の七つの年金制度から老齢(退職)年金の支給をうけている方

または四十歳以後の年金制度の加入期間が十年以上の通算老齢(退職)年金の支給をうけている方

・厚生年金保険法  
・恩給法  
・船員保険法  
・国家公務員等共済組合法  
・地方公務員等共済組合法  
・私立学校職員共済組合法  
・農村漁業団体職員共済組合法

## ③老人保健の適用をうけてない方

◆扶養家族  
国民健康保険の加入者であって、退職被保険者と生活を共にして、主としてその方の収入によって生計を維持している方です。

なお、被保険者本人が七十歳になり老人保険法の適用をうけるようになったときや死亡したときは、一般の国保の被保険者になります。

## ◆病院などの窓口で 支払う一部負担の額

	いままで	改正後
①サラリーマン (給与取得者)	外来 初診に八百円 入院 一日に付き五百円	診療のたびにかけた額の一割
②サラリーマンの家族	外来 かけた額の三割 入院 かけた額の二割	変わらず
③自営業など国民健康保険に加入している人	かけた額の三割	変わらず
④退職サラリーマン	かけた額の三割	かけた額の二割
⑤退職サラリーマンの家族	かけた額の三割	外来 かけた額の三割 入院 かけた額の二割

## 市民と語る会

“あなたの声を市政に反映させよう”——市では「市民と語る会」を開催中です。最寄りの会場へおこしください。

〈月日〉	〈会場〉
9月17日(月)	別所会館
18日(火)	葛原集会所
20日(木)	釈迦内公民館
25日(火)	獅子ヶ森1区会館
26日(水)	長面児童館
28日(金)	商人留会館

時間・午後7時30分～9時30分

これ以降の日程は次号で

## 市長の対話ノート



No. 97

## 「まごころ秋田」

まごころ秋田キャンペーンが今月一日から始まりました。全国に秋田の良さを知っていただく、またとない機会です。存分に羽ばたきハッスルしなければなりません。

よく言われ、聞かされることですが「秋田の人は商売下手だ」「宣伝下手だ」と。謙虚に受けとめなければなりませんし、実際そうかも知れません。どうしてそうだろうか。このままでは激しい競争社会に打ち勝つことが出来ませんから素直に反省し、改善して行かなければなりません。

一つは内向的だということでしょう。自分の意見や態度を率直に表現できないし、引込み思案だということだと思います。

一つには不器用だということだと思います。率直である反面、要領が悪いということでしょう。

今更急これを直せといっても無理ですから、下手は下手でも「まごころで体当たり」より他はありません。その「まごころ」も「体当たり」という積極性まで失ってしまったら、それを大変です。

市民一人ひとりが、その気になったら恐いものはありません。インターハイで高校生が「一人一役」運動で成功しました。このことに学んでキャンペーンを成功させましょう。

岡山 健治 師